

改正

令和7年3月18日告示第34号

三次市縁つなぐ出会い創出支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、少子化の要因の一つである未婚化、晩婚化の進行に歯止めをかけること及び定住促進を目的として、多様な出会いの場を積極的に創出する事業（以下「支援事業」という。）を行う結婚支援団体に対し、三次市縁つなぐ出会い創出支援事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、三次市補助金等交付規則（平成16年三次市規則第65号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、市内に事務所等を有する公共的団体、支援事業を実施する実行委員会等の団体その他市長が適当と認める団体とする。ただし、次に掲げる団体は対象としない。

- (1) 宗教活動、政治活動又は選挙活動を行う団体
- (2) 営利を目的として結婚相手紹介業を営む団体
- (3) 暴力団又はその団体の構成員の統制下にある団体
- (4) その他市長が不適当と認める団体

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる支援事業は、営利を目的とせず、結婚を希望する独身男女に対し健全な出会いの機会と交流の場を提供するための事業とし、次の要件を満たすものとする。

- (1) 原則として、参加者の半数以上が市内に在住又は勤務する者となるように募集すること。
- (2) 広報活動等を通じて一般から広く参加者を募集し、本市の補助金により実施される事業であることを表示し周知すること。
- (3) 参加料を徴収する場合は、支援事業の趣旨を踏まえ、適正な参加料に設定すること。
- (4) 補助金の交付を受けようとする会計年度の3月末日までに完了する支援事業であること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、前条に規定する支援事業の実施に必要と認められる経費とする。ただし、別表第1に定める経費は対象外とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、原則として、補助対象経費の2分の1以内の額とし、1団体につき年間40万円を上限とする。ただし、1支援事業の上限額は別表第2に定めるものとする。

2 1支援事業における補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額と別表第2に定める上限額とを比較していずれか少ない方の額とする。

3 前項の規定により算定した補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体の代表者（以下「申請者」という。）は、三次市縁つなぐ出会い創出支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

(補助金の交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、補助金の交付が適当であると認めたときは、補助金の交付及び額の決定を行い、三次市縁つなぐ出会い創出支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の変更等)

第8条 交付の決定を受けた申請者は、支援事業の内容を変更し、又は支援事業を中止若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ、市長に三次市縁つなぐ出会い創出支援事業補助金変更等承認申請書（様式第3号）を提出し、承認を得なければならない。

2 市長は、前項の申請を承認したときは、三次市縁つなぐ出会い創出支援事業補助金変更等承認通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 申請者は、支援事業が完了したときは、三次市縁つなぐ出会い創出支援事業補助金実績報告書（様式第5号）に必要な書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定等)

第10条 市長は、前条に規定する実績報告書を審査し、補助金交付の目的及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、三次市縁つなぐ出会い創出支援事業補助金確定通知書（様式第6号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定により補助金の確定を受けた者は、遅滞なく三次市縁つなぐ出会い創出支援事業補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第12条 市長は、前条の規定により適正な請求書が提出されたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、支援事業の目的を達成するために市長が特に必要と認めるときは、交付決定額の9割以内において概算払により補助金を交付することができる。

3 申請者は、前項の規定により概算払の方法による補助金の支払を受けようとするときは、三次市縁つなぐ出会い創出支援事業補助金概算払交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、補助金の交付申請を行った申請者が虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたときは、補助金の交付決定を取り消すものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、偽りその他不正な行為により、補助金の交付を受けた者があったときは、その全部又は一部について返還を求めることができる。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (令和7年3月18日告示第34号)

この告示は、令和7年3月30日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

経費区分	内容
人件費	団体運営にかかる人件費(給料、手当、法定福利費・賃金、退職金等)。ただし、支援事業を推進するために必要な人件費は除く。
交際費	団体を代表し、団体利益のために外部団体等との交渉に要する経費
慶弔費	団体を代表し、慶事における祝儀及び弔事における不祝儀等に要する経費

食糧費	飲食費や懇親会の経費（会議等における茶菓等や来賓等への昼食のほか、交付目的と飲食費が密接に関わるものを除く。） ※対象経費は次の上限の範囲内とする。 ・来賓への昼食：1,000円／1人 ・会議等における茶菓等：200円／1人
視察研修費	支援事業と直接関係のない慰労的視察旅費
積立金	特定目的又は後年度の運営資金等としての積立金
負担金等	上部組織に支出している会費・負担金は、原則として補助対象としない。ただし、下部組織である団体等に助成金等の名目で支出している場合は、事業内容を精査の上、補助対象とすることができる。
助成費	別の団体等への助成金や物品等の援助的経費
大会商品費	大会、行事等の賞品・記念品の購入に係る経費
その他	社会通念上、公金で賄うことがふさわしくない経費

別表第2（第5条関係）

1 支援事業における定員人数及び補助金上限額

定員人数	補助金上限額
定員9人以下	10万円
定員10～29人	20万円
定員30～49人	30万円
定員50人以上	40万円